

制度整備・運用見直し等の取組状況について

2026年3月11日

大臣官房産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室

- ① 特別充填許可に係る制度運用の明確化
- ② 充填容器等の温度管理の性能規定化
- ③ 消火設備用の不活性ガス等の貯蔵に係る安全基準の整備
- ④ 高圧ガス製造保安責任者等の資格の免状のプラスチックカード化・手続き合理化
- ⑤ その他
 - (i) コンビ則区域指定の見直し
 - (ii) 事業所認定の申請方法及び業務フローの合理化

※略称について

高圧法:高圧ガス保安法、一般則:一般高圧ガス保安規則、コンビ則:コンビナート等保安規則、試験則:高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則、基本通達:高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)、認定通達:認定高度保安実施者の認定について

①特別充填許可に係る制度運用の明確化（基本通達）

1. 概要

高圧法第48条において、高圧ガスを充填する容器に関して、容器検査を受けこれに合格し刻印等がなされていることや、充填時に再検査期間を経過している場合は、容器再検査を受けこれに合格し刻印等がなされること等の要件を課している。ただし、高圧法第48条第5項において、充填する容器に関する条件や充填作業に関する条件等を必要に応じて課した上で、経済産業大臣*が危険のおそれがないと認めた場合においては、前述の要件を満たさない容器への充填を許可できる（特別充填許可制度）。

この特別充填許可制度について、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）「燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の
手続の簡素化」等を踏まえて、充填予定地が複数自治体等に所在する場合において、各自治体等がより効率的かつ迅速な許可／不許可の判断を行えるように、特別充填許可を行う際の審査の方法等を基本通達に記載する予定。

※高圧法第78条の4及び第79条に基づき、特別充填許可に係る事務は容器の大きさ等に応じて、都道府県等の自治体又は産業保安監督部が実施している。

2. 具体的な内容

特別充填許可の申請を複数の都道府県若しくは指定都市又は産業保安監督部に行う場合の審査の方法や、特別充填許可の申請者が充填者でない場合に関する解釈として基本通達に以下を追記：

- 特別充填許可の申請を複数の都道府県若しくは指定都市又は産業保安監督部に行う場合、申請時に、全ての充填予定の事業所の所在地名を明記し、また既に許可を得ている場合にはその申請時の資料を添付し、申請することも可能であることを明示。

また、迅速な判断を目的とした情報交換を円滑化するために、申請を受けた都道府県知事若しくは指定都市の長又は産業保安監督部長は、迅速な判断のために必要と考えられる場合には、他の申請を受けた都道府県若しくは指定都市又は産業保安監督部における検討状況について情報共有等を受けることを推奨する旨を明示。

- 特別充填許可の申請者については、法令上充填者以外も申請をすることが可能であるところ、申請者と充填者が同一でない場合にあつては、許可にあたって付される条件が充填者に確実に伝達される等、安全に充填できる体制が確保されていることを、許可者が申請者に確認することを推奨する旨を明示。

3. スケジュール

パブリックコメントを経て、公布・施行予定

規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）

- 事項名：
燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の手続の簡素化
- 規制改革の内容：
高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の手続の簡素化について検討を開始する。
- 実施時期：平成29年度検討開始
- これまでの実施状況（R7.3.31時点）：
特別充填許可の手続の簡素化に向けて、事業者や自治体の意見も踏まえつつ、通達等における対応について検討中。
- 今後の予定（R7.3.31時点）：
事業者や自治体の意見も踏まえ、令和7年度を目途に通達等において対応する予定。

② 充填容器等の温度管理の性能規定化（一般則、基本通達等）

1. 概要

一般則等の技術基準において、充填容器等を40℃以下に保つことが規定されているが、その基本的な趣旨は、40℃という温度そのものによる危険ではなく、温度上昇に伴う圧力の異常な上昇による危険への対処であることを踏まえ、当該規定の性能規定化を行う。また、特殊高压ガスのジボラン等の温度管理においては、発火点が低い等の物性を考慮することを基本通達において明確化する。

2. 具体的な内容

- 一般則等において、充填容器等について、「40℃以下に保つこと」を求める仕様規定を削除し、代わって、「容器内の圧力が異常に上昇しないよう適切な温度に維持できる適切な措置を講じること」との旨の性能規定を整備する。
- 当該性能規定を踏まえた具体的な措置としては、基本通達において、屋根・障壁・散水装置を設けることや、直射日光を遮り、通風を確保すること等を、引き続き、例として示す。
- また、基本通達において、夏季の外気温の上昇等により、容器の温度が40℃を超えることが想定される場合に、上記の措置等が必要であること、また、安全弁が作動しないよう容器を管理することが必要であることを明確化する。
- 加えて、基本通達において、特殊高压ガス等の反応性が高い高压ガスの温度管理においては、特にその物性を考慮することを明確化する。
- なお、一定の条件下で圧力が十数MPaまで急上昇する物性があり、取扱う分野・事業者が多岐にわたる炭酸ガスについては、改めて、個別に充填容器の管理について周知を行う。

3. スケジュール

パブリックコメントを経て、公布・施行予定

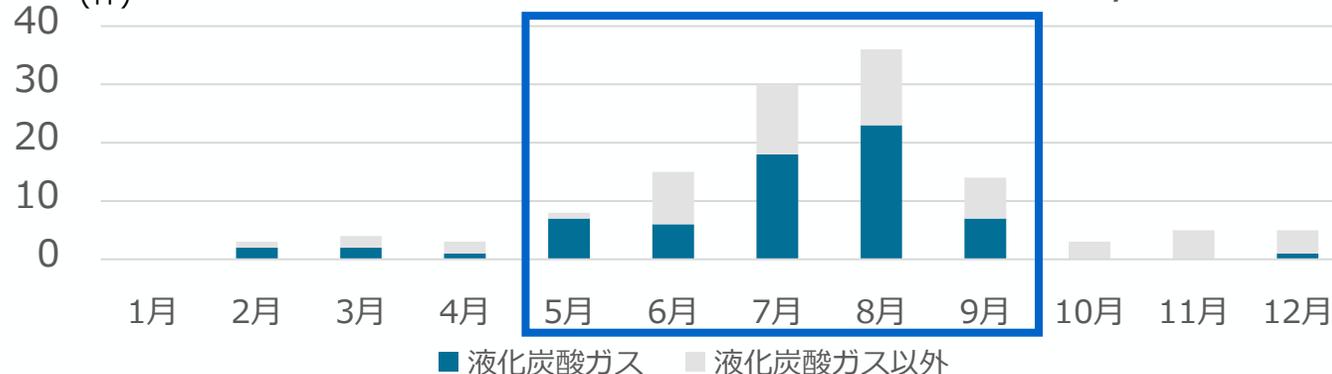
(参考) 液化炭酸ガスの充填容器の温度管理について

- 液化炭酸ガスは、その物性上、温度上昇とともに液体の体積が膨張するため、充填条件によっては、通常の気温変化の範囲で、容器内が液体で満たされる場合があります。このような状況では、わずかな温度変化でも容器内の圧力が急速に上昇し、安全弁が作動しやすくなります。
- 現に夏場を中心に、初夏から秋にかけて、直射日光の当たる屋外に保管又は駐車中の車両に積載等している容器が高温により安全弁が作動する事故が多数発生しています。
- 安全弁等の正常な作動は容器の破裂を未然に防ぐために必要不可欠な機能ですが、急激な断熱膨張により極低温の炭酸ガスが放出されるため、人体への影響など、さらなる被害を発生させる可能性があります。
- このため、液化炭酸ガスの充填容器については、特に注意をいただき、一般則第6条第2項第8号等及び基本通達を踏まえ、直射日光を遮り、通風を確保するなど、温度上昇を防ぐ措置を着実に講じてください。
- 加えて、液化炭酸ガスの容器への充填では、急激な圧力上昇に伴う容器破裂を防ぐために、過充填せずに十分な気相を確保することが重要であるため、容器則第22条で定められた質量以下で充填を行うよう法令を遵守してください。
- また、安全弁が作動し、高圧ガスが噴出・漏えいした場合は、法63条等に基づき、遅滞なく、都道府県又は政令指定都市の担当部局等に届け出るようにしてください。

気温上昇によるガス種別安全弁作動事故件数（2011年～2025年）



気温上昇による安全弁作動事故件数（2011年～2025年,月別）



(出典)事故事例データベース等から容器（超低温容器は除く）の安全弁が作動した事故を抽出した上で、気温上昇又は直射日光に起因すると考えられるものを計上。
※事故件数に関しては、2026年1月16日時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

③ 消火設備用の不活性ガス等の貯蔵に係る安全基準の整備（基本通達）

1. 概要

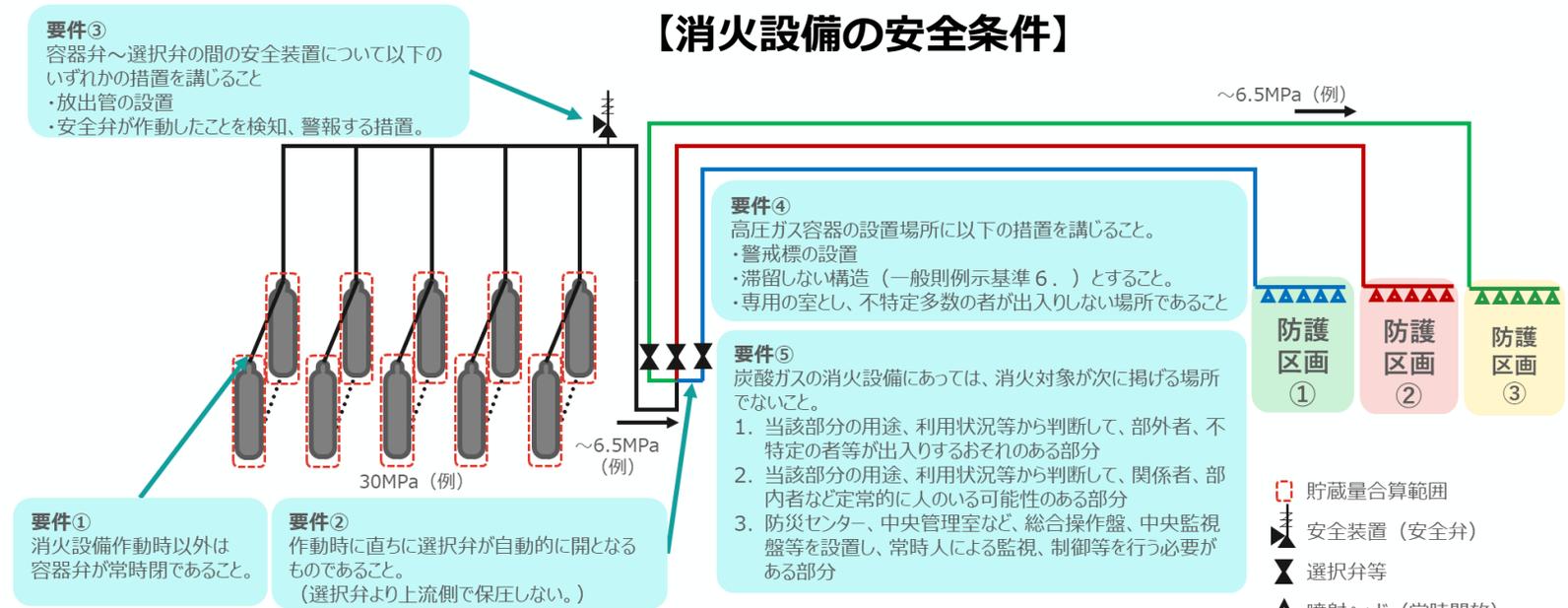
大型複合施設等では消防法令に基づき消火設備を設ける必要があるが、その消火剤として不活性ガス・ハロゲン化物の高圧ガスが使用されることがある。このような高圧ガスを貯蔵する際、設置空間に制約のある大型複合施設等においては、貯蔵に係る安全設計が複雑化している。こうした状況を踏まえ、消防法令における安全対策も考慮して、換気が確保された場所で貯蔵する等の窒息事故への対策を適切に講じること等、保安の確保に必要な措置の考え方を整理・合理化し、大型複合施設等における消火設備用高圧ガスの貯蔵に関する安全基準の整備を行う。

2. 具体的な内容

- 不活性ガスやハロゲン化物による消火設備のうち、①容器弁は消火設備作動時間以外は常時閉、②選択弁が自動的に開となる、③容器弁と選択弁の間に所要の安全装置がある、④滞留しない構造等、⑤人が滞在する場所が炭酸ガスによる消火対象となっていない等の要件を満たすものについては、各容器の貯蔵量の合算の対象外とすることを基本通達に規定する。
- また、同一建物内で、保安物件との間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り等の遮蔽構造を設けた場合、安全性が確認される範囲において、水平方向に限らず、垂直方向も考慮した設備距離の測定も許容される旨を基本通達にて明確化する。

3. スケジュール

パブリックコメントを経て、
公布・施行予定



(出典) 高圧ガス保安協会の作成資料を基に経済産業省で一部編集

④ 高圧ガス製造保安責任者等の資格の免状のプラスチックカード化・手続き合理化 (試験則、基本通達)

1. 概要

現在、紙で交付している高圧ガス製造保安責任者等の免状について、耐久性や携帯性に優れるプラスチックカードでの交付を可能とするため、免状の様式を規定している試験則などの関係法令等の改正を行う。また、これら免状に掲載する顔写真と、資格試験の受験願書に添付する顔写真を統一し、資格取得に係る手続きの合理化を図る。

2. 具体的な内容

- 試験則に規定する免状（製造保安責任者・販売主任者）の様式をプラスチックカード用の様式（右記）に改正するとともに、基本通達に規定する高圧ガス移動監視者講習修了証の様式も同様に改正する。
- 受験願書の顔写真を合格後に交付する免状の写真に使用可能とするほか、免状再交付の事由に氏名変更を追加することについて試験則を改正する。

3. スケジュール

今後、パブリックコメントを実施の上、本年夏頃を目途に、制度改正及びプラスチックカードによる免状交付を開始

【プラスチックカード免状様式（案）】



備考 白色のプラスチック板を用いること。

⑤ その他

(i) コンビ則区域指定の見直し（コンビ則）

- コンビ則適用対象のコンビナート地域は、コンビ則にて区域を指定しているが、設備の撤去による高圧ガスの容積減少や、土地利用の変化により現在では住宅地や店舗となっている区域もあることを踏まえ、区域指定の見直しを行う。

(ii) 事業所認定の申請方法及び業務フローの合理化（コンビ則、新認定通達等）

- 事業所認定（高圧法第39条の13に係る新認定制度及び高圧法第39条の2等に係る旧認定制度）の申請方法については、省令において事業者「事業所等の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して大臣へ提出する」ことを求めている。
- そうした中、実務面としては、制度運用の詳細確認への対応や手数料受領手続きは本省が行っており、監督部長を経由する必要性は減じている。また、手続き面としては、事業者が監督部長宛に申請した上で、監督部長から大臣に当該申請を進達しており、複雑な手続き・業務フローとなっている。
- そのため、「事業所等の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して」との規定を削除し、事業所認定の申請方法及び業務フローの合理化を図る。（なお、監督部は、引き続き、地域の実情に応じた事業者からの個別相談への対応等の役割を担う。）

スケジュール

パブリックコメントを経て、公布・施行予定